

# R 2 支援金 仕入控除税額報告書 作成要領

医療機関・薬局等感染拡大防止対策支援事業費補助金【支援金】  
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告について

## 1 概要

- 消費税申告義務の有無にかかわらず、全ての事業者から御報告いただく必要があります。
- 当該補助金に係る仕入控除税額を報告し、返還額が生じた場合は県に返還する必要があります。返還額が0円の場合もありますので、「5 添付書類等」の区分表や別添フローチャートにより御確認ください。(注意：0円の場合も報告が必要です。)
- なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告してください。

## 2 報告期限

**令和4年3月31日まで**（下記提出先に郵送してください。）

## 3 提出先（郵送）・問い合わせ先

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号 秋田県健康福祉部医務薬事課 支援金担当あて

✉ [akitaimu@mail2.pref.akita.jp](mailto:akitaimu@mail2.pref.akita.jp)

※問合せは原則メールでお願いいたします。（電話による問合せはご遠慮ください。）

## 4 報告様式等の掲載先

次の県公式ウェブサイト内に掲載しています。（サイト内検索で **51349** [半角数字]と検索）

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/51349>

## 5 添付書類等

【返還の有無と報告書の添付書類について】

※どの区分に該当するのかは、税理士等にご確認ください。

区分	返還	報告書の添付書類
①消費税の申告義務がない	なし	添付書類は不要ですが、 <u>返還額がない理由を報告様式内に記載してください。</u> 記載例：●●●のため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
②補助対象経費が人件費等（委託による人件費は課税仕入）の非課税仕入のみ		
③公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人）であり特定収入割合が5%超	なし	特定収入の割合を確認できる資料（特定収入割合の計算表等）
④簡易課税方式で申告している	なし	課税期間分（事業期間中）の「確定申告書」の写し
⑤補助対象経費に係る消費税等を個別対応方式において「非課税売上のみ」に要するものとして計上	なし	課税期間分（事業期間中）の「確定申告書」及び「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し、返還額の算出資料（返還額算出シート等）
⑥ 上記①～⑤以外	あり	

【返還「あり」の場合の返還額の計算について】

上記④の県公式ウェブサイト内に掲載している「返還額算出シート」をご活用ください。